

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>法第五条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>5-19-2 <u>開示府令第二号様式記載上の注意（57）のaの（c）に規定する「提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係」には、社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係が含まれることに留意する。</u></p> <p>5-19-3 <u>開示府令第二号様式記載上の注意（57）のaの（c）に規定する「提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係」の記載に当たっては、本邦の金融商品取引所に上場する有価証券の発行者に対し、当該金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にすることができることに留意する。</u></p> <p>5-20 （略）</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>法第五条（有価証券届出書の提出とその添付書類）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>5-19-2 （略）</p>